

松戸市住生活基本計画懇談会設置要綱

(設置)

第1条 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「松戸市住生活基本計画」の策定等にあたり、各界の有識者から意見を聴くため、松戸市住生活基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(参加者への依頼事項)

第2条 懇談会参加者は次に掲げる事項を行う。

- (1) 松戸市住生活基本計画の策定にあたり、意見を述べること。
- (2) その他、住宅政策に必要な事項について、意見を述べること。

(会議)

第3条 懇談会は、必要に応じて市長が開催する。

2 懇談会に欠席する参加者は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第4条 懇談会は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、松戸市街づくり部住宅政策課が処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。